

**マイナンバーカード**が県立図書館の  
利用カードとして使えるようになりました！



準備するもの：マイナンバーカード、県立図書館の利用カード

**登録方法**

- ① マイキーIDを設定する。
- ② 「マイナンバーカード」を図書館の利用カードとして使う申し込みをする。

※ 既にマイキーIDを設定されている場合、①の作業は不要です。

※ 県立図書館の利用カードを作られたことがない場合は「図書館利用カード申込書」を記入し、身分証明書と一緒に利用カード登録カウンターにお出してください。

## マイナンバーカードってなに？



マイナンバーカードとは、マイナンバーが記載された顔写真付きのプラスチック製のICカードのことです。申請により交付されます。正式名称は「個人番号カード」。公的な身分証明書として使用できたり、ICチップに記録されている電子証明書を使ってコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書などが取得できたりします。

### <マイキーIDとは？>

マイナンバーカードを使った各種サービスやマイナポイントの付与を行う際、本人を認証するために必要となるIDです。



### <マイキープラットフォームとは？>

マイナンバーカードに搭載された公的個人認証の機能を活用し、マイナンバーカードを公共施設の利用者カードとしての利用や商店街・オンラインでの自治体ポイントの使用といった各種サービス呼び出すための共通情報基盤のことです。

### <マイナポータルとは？>

行政機関が保有する自分の特定個人情報の内容（あなたの情報）やそのやり取りの記録（やりとり履歴）、自分へのお知らせ通知などを、パソコンや携帯端末を利用して閲覧することができるWEBサービス。マイナンバーカードでログインし、個人ページを開設することで利用可能となります。